

背景調査の指針

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改定版）」より抜粋

平成26年7月
文部科学省

子供の自殺が起きたときの 背景調査の指針（改訂版）

はじめに

子供の自殺が起こると、遺族はもとより多くの人々が「なぜ自殺にまで至ったのか」「どうすれば防ぐことができたのか」と自問します。その疑問に答えていくことは、子供の自殺を防ぐためにも重要であると考えます。

平成23年3月、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」が策定されました。当該指針はマニュアルではなく、指針を参考に現場で様々な取り組みがなされ、ノウハウが蓄積されることを期待して策定されたものであり、平成23年6月文部科学省初等中等教育局長通知「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について」で周知されました。

事後対応については、現場におけるノウハウの蓄積が進んできていましたが、調査に関しまだ手探りの状態であるため、平成23年の指針では、今までよりも一歩でも二歩でも前進させることを考え、当時の時点で実施可能と考えられる枠組みや実施例が提示されました。

また、遺族の要望があつてから着手したのでは、しばしばタイミングを逸し、結果的に遺族の要望に添うことも難しくなることや、今後の自殺防止につなげる意味から、学校や教育委員会が、早い時期から主体的に調査に取り組むことを本指針の基本に据えました。

（改訂版作成の趣旨）

平成23年6月以降、調査委員会を立ち上げての背景調査がいくつかの自治体で行われてきましたが、その際に本指針は、背景調査をいかにして進めるかのヒントとなる参考資料として活用されてきました。しかしながら、実際の運用に当たっては、調査委員会の中立性・公平性の確保の在り方や、背景調査により得られた情報の取扱いなどに関する共通の課題も見られました。

また、平成25年6月には、「いじめ防止対策推進法」が成立しました。これまでも、児童生徒の自殺が起こった場合には、その背景にいじめが疑われるか否かにかかわらず、背景調査の実施が求められていたところですが、平成25年9月28日の法律の施行以降、児童生徒の自殺が、いじめにより生じた疑いがある場合は、いじめ防止対策推進法に規定する「重大事態」として、事実関係の調査など、必要な措置が法律上義務づけられることとなりました。

これらを踏まえ、平成25年度及び平成26年度の「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において、平成23年6月以降の指針の運用状況やいじめ防止対策推進法の規定を踏まえ、指針の見直し検討を行いました。

なお、この改訂版指針は、現時点で考えられる背景調査の進め方のノウハウを記載したものであり、実際の背景調査に当たっては、個別の状況に応じた柔軟な対応が必要であることに留意し、場面に応じて最善と思われる方策を臨機応変に検討してください。

目次

はじめに

1 総論

- (1) 背景調査の趣旨等
- (2) 背景調査の流れと早期着手の必要性
- (3) 背景調査を進めるに当たっての体制
- (4) 報道対応の基本的考え方

2 基本調査の実施

- (1) 調査対象と調査の主体
- (2) 基本調査の実施
- (3) 情報の整理・報告
- (4) 基本調査における遺族との関わり

3 詳細調査への移行の判断

- (1) 詳細調査とは
- (2) 詳細調査への移行の判断
- (3) 詳細調査に移行すべき事案の考え方
- (4) 詳細調査に先行したアンケート調査・聴き取り調査の実施の判断

4 詳細調査の実施

- (1) 調査組織の設置
- (2) 詳細調査の計画
- (3) 詳細調査の実施
- (4) 状況に応じ、子供に自殺の事実を伝えて行う調査（子供に対する調査）
- (5) 遺族からの聴き取りにおける留意事項と遺書の取扱い
- (6) 情報の整理
- (7) 自殺に至る過程や心理の検証（分析評価）と再発防止・自殺予防への提言
- (8) 報告書のとりまとめと遺族等への説明
- (9) 調査結果の報告と今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用

5 詳細調査に移行しない場合

6 いじめが背景に疑われる場合の措置

7 平常時の備え

おわりに

参考資料

4 詳細調査の実施

(1) 調査組織の設置

- 背景調査は、調停や和解を目的としたものではないが、自殺に至る過程や心理を検証するには高い専門性が求められるため、中立的な立場の外部専門家が参画した調査組織とすることが必要であり、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる
- 調査組織立ち上げには時間を要するため、平常時からの組織設置が有効である
- いじめ防止対策推進法に基づく機関などが設置されている場合、この機関が、いじめ以外の背景のある自殺についても調査対象にできるような形にしておくなど、その活用を図ることが有効である

< 組織の構成 >

- 調査組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる
- 平常時から設置された調査組織を活用する場合は、構成員に、調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努める。また、構成員を必要に応じて追加することも、事案に応じて柔軟に判断されるべきである
- 調査組織の構成員について、守秘義務を課すこと、氏名は特別な事情がない限り公表することが想定される
- 調査組織の構成員は、先入観を排除し、公平・中立な立場から、その専門的知識を活かし、可能な限り、多角的な視点から調査を行う
- 小規模の自治体など、設置が困難な地域も想定されることを踏まえ、都道府県教育委員会においては、これらの地域を支援するため、職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平常時から整えておくことなどが望まれる
- なお、多数の子供からの聴き取り調査等を外部専門家が直接すべて行うのはかなりの時間的制約があると予想される。このため、例えば、聴き取り調査等を行い、事実関係を整理する「調査員」を、調査組織の構成員とは、別に置いておくなどが考えられる

< 調査組織の性格等 >

- 外部の専門家を加えた調査組織を教育委員会に置く場合、地方自治法上の「附属機関」に当たると考えられる
- 「附属機関」とは、地方自治法上、法令又は条例の定めるところにより、普通地方公共団体の執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い必要な調停、審査、審議、諮問又は調査等のための機関である

(2) 詳細調査の計画

- 調査組織において、詳細調査の計画と見通しを立て、調査主体との間で共通理解を図る
- 具体的には、調査の趣旨等の確認と、調査方法や期間、遺族への説明時期（経過説明を含む）、調査後の子供・保護者などへの説明の見通し等を検討する
- 聴き取り調査とその事実関係の整理には膨大な時間と人員が必要であり、体制整備と調査期間の見積りに注意が必要である

- 受験や卒業が控えている場合などには時間的制約がある
- 調査の実施により得られた情報の取扱いについては、調査組織において、必ず調査実施より前に具体的な方針を立て、調査組織の意向を遺族に説明し理解を求めることが必要である
- 調査期間が長期に及ぶ場合には、子供と保護者にも中間報告が必要である
- 事案が公表されているケースでは、詳細調査後の報道機関への説明、記者会見の有無等も検討しておく

(3) 詳細調査の実施

- 調査組織においては、例えば、以下のような手順で情報収集・整理を進めることが想定される
 - ① 基本調査の確認：
 - 基本調査の経過、方法、結果の把握、追加調査実施の必要性の有無を確認
 - ② 学校以外の関係機関への聴き取り：
 - 福祉部局や人権関係部局等、これまで対応していた行政機関等があれば聴き取りを依頼（守秘義務が課されていることが前提）
 - ③ 状況に応じ、子供に自殺の事実を伝えて行う調査：次項
 - ④ 遺族からの聴き取り：18ページ

(4) 状況に応じ、子供に自殺の事実を伝えて行う調査（子供に対する調査）

全校児童生徒や同学年の児童生徒などに広く情報提供を求める必要性がある場合には、事前に（あらかじめ）遺族の了解及び子供・保護者の理解・協力を得て、心のケア体制を整え、子供に自殺の事実を伝えた一斉の調査（アンケート調査や聴き取り調査）を実施する

< 調査の趣旨と実施の判断 >

- 学校におけるトラブルなどを調査するため、全校児童生徒や同学年の児童生徒など子供に対して広く情報提供を求める必要がある場合には、遺族の了解及び子供・保護者の理解を得て、子供へのアンケート調査や聴き取り調査の実施を検討
- 自殺の事実を伝えての調査は、遺族の了解と、子供・保護者の理解・協力、心のケア体制が整っていることが前提である
 - ・ この調査は、自殺の事実を子供に知らせることが前提である（死因は個人情報であり、遺族の了解がなければ知らせることはできない）
 - ・ ただし、一般の目に触れる形で自殺があった場合、事件が公表されて報道等が先行し、自殺の事実が広く知られるところになっているケースも考え得る。このようなケースの場合で、遺族と連絡がつかないような状況があった場合には、遺族の了解が得られない中でも早急に調査を実施せざるを得ないこともある
- アンケート調査などは、何があったのかを知るためのものであって、自殺に至った責任を追及することが目的ではない
- 調査を通じ、いじめが背景に疑われる状況になった場合は、いじめ防止対策推進法に基づく「重大事態」として、必ず調査組織を設置して調査を行う

< 実施の上での留意事項 >

- アンケート調査も、様々な調査方法の一つであり、決して万能ではない。聴き取り調査なども含め、必要に応じて量的にも質的にも十分な情報を得る必要がある
- アンケート調査や聴き取り調査を実施する場合、「本指針におけるアンケート調査や聴

き取り調査の位置づけ」（6ページ）等で記載しているとおり、調査は可能な限り速やかに開始することが望ましい

- 調査実施に当たっては、調査への参加を無理強いせず、子供や保護者の意思を尊重することが必要である
- 一般的に子供は被暗示性が強く、それがアンケート調査や聴き取り調査に当たって影響することがあるため、一定の答えを誘導する可能性のあるような質問をしない
- 背景調査には携わらない心理の専門家等による相談体制の確保や、「緊急対応の手引き」8ページに記載されているような子供のリストアップを行うなど、ケア体制をあらかじめ確立しておく
- 調査実施後、心ないうわさや臆測等により遺族や友人を傷つけないよう、言動への注意を呼びかけるとともに、アンケートに書き切れなかったことやその後思い出したことはいつでも伝えてほしいことなどを話す

< 子供・保護者への調査の協力依頼 >

- 保護者や子供へ、適切に自殺の事実を伝達し、調査への協力依頼をする（自殺の事実の伝達に関しては、「緊急対応の手引き」を参照）
- 調査の協力依頼をする説明文書を作成し、事前に（あらかじめ）遺族の理解を得た上で配布し、保護者の理解を得る
- 自殺が起こったあとの一般的な反応と配慮が必要な子供（参考資料2-2参考）についても同時に資料を配付するなどして、子供の様子への配慮と学校との連携を求めるとともに心理の専門家等などによる相談体制についても周知する

< アンケート調査の実施 >

- 以下の例のように、アンケート調査結果の取扱い方針（どのような情報をいつ頃提供できるのか）について、調査組織において必ず、調査実施より前に具体的な方針を立て、調査組織の意向を遺族に説明し、理解を求める
- アンケート様式は平常時から備えておき、実施前に遺族に内容を説明し、理解を求める
- 特に、アンケート調査結果は、遺族に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、調査の目的や方法、調査結果の取扱いなどを調査対象となる子供やその保護者に説明する等の措置が必要である
- 保護者への協力依頼の手法は様々だが、例えば、保護者会で説明した上で承諾書によって協力を得られるかどうかを確認し、アンケート用紙を子供に持ち帰らせ、家庭で記入し提出する形とするなどが考えられる。的確な手続と早急な実施が可能となるような工夫が必要である
- 自殺という重篤な事態に関わる調査であり、時として、うわさや臆測、悪意のある記述等が含まれる危険性もあることから、本来、無記名式でなく記名式とすることが望ましい。無記名式の場合、こうした記述等がその後の聴き取り調査で確認できなくなるなど、調査実施上の困難もある

（アンケート調査結果の具体的取扱い方針の例）

- アンケート調査や聴き取り調査などにより集められる情報には、時として、うわさや臆測、悪意のある記述等が含まれる危険性もあり、重要な情報が欠けた断片的な情報の集合体である可能性も踏まえ、アンケートで得られた情報の遺族への提供は、個人名や筆跡などの個人が識別できる情報を保護する（例えば個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上に行う

- ・ 提供に当たっては「直接見聞きした情報」「亡くなる前の伝聞情報」「亡くなった後の伝聞情報」を区分して整理し、このうち、伝聞情報に関しては、事実確認を行った結果と併せて提供する（「直接見聞きした情報」には、その事実があった場に立ち会ってはいなくても、亡くなった子供本人から直接聞いた情報を含む）
- ・ 提供の時期としては、調査組織において上記整理や伝聞情報の事実確認ができた後である必要があるため、調査結果の説明と併せて行う（提供可能な時期の見込みを具体的に示すことが望ましい）
- ・ アンケート調査実施前に調査対象者（子供と保護者）へ、調査への協力依頼をするに当たり、取扱い方針にのっとり、得られた情報を遺族へ提供する可能性があることについて説明する

< 聴き取り調査の実施 >

- 子供への聴き取りを行う主体としては、調査組織の構成員が担う場合や、調査組織の指示の下、学校の教職員や学校の設置者が行う場合などがありうる
- 聴き取り調査は、聴取・記録・心のケアへの配慮という各観点が必要であり、できるだけ複数の対応者で臨むことが望ましい
- 体罰や不適切な指導などが調査対象となるケースなどでは、教職員以外の特定の第三者による中立的な調査も必要となる。
- 子供は一般的に、体験を言葉で表現することが難しい、自分から積極的に話したがいらない、被暗示性が高いなどの特性があるといわれており、このことを念頭におき、聴き取り調査に際しては、子供に自由に話させる、発言を解釈したり評価したりしない、オープンな質問をするなどに留意すること。また、質問者は、子供の発達段階に応じたふさわしい人材、例えば、中学生に対しては中学教員出身の指導主事が行うなど工夫する。また、同じ者が同じスタンスで聴き取ることが望ましい
- 対象者が多い場合や、調査日数などに制約がある場合は、聴き取りに携わる人数を増やす必要が生ずるため、あらかじめ質問者同士で、子供の自殺予防に精通した専門家の助言も得ながら、質問内容についての打合せをするなど、共通スタンスを保つための対策が必要である
- アンケートで記載のあった情報をもとに、子供に対して事実関係の確認をする場合、あくまでも学校教育の中で行われる聴き取り調査であることに十分配慮する。情報を得ることだけが目的になると、子供が心を閉ざしたり、二次的な被害を与えてしまったりすることにもなりかねない。また、子供が自らを責めたり他人を責めたりすることもありえるので、心理的影響によく注意する
- 聴き取り調査には、その事実関係の整理も含め膨大な時間と人員が必要であり、体制整備と調査期間の見積りにも注意が必要である

（５）遺族からの聴き取りにおける留意事項と遺書の取扱い

< 遺族からの聴き取りにおける留意事項 >

- 遺族に調査への協力を求めるに際しては、信頼関係の醸成と配慮が必要。以下を常に心がける
 - ①遺族の協力が詳細調査の実施に不可欠であり、基本調査で得られた情報の説明を丁寧に行う
 - ②遺族の心情を理解し、遺族、調査組織、学校や設置者をつなぐ役割を担うキーパーソンを確保する

- ③調査とは別主体が遺族のケアをすることが必要である。精神保健部局など地域の適切な機関につなぎ、遺族のケア体制を地域で組む
- 客観性を保つ意味から、複数で聴き取りをするべきである

< 遺書など >

- 直筆の文書、メモやノートの走り書き、携帯メールの記録など様々な形態で死をほのめかすような内容が残されていて、それが遺書かどうか議論になることがあるが、本指針では「遺書など」と表記
- 遺書などを調査の対象資料にするには、遺族の了解が必要である
- 人間の行動は、本人が意識していない無意識に左右されることが大きいことも知られており、無意識の部分を理解するには、かなり前からどのような考え方や行動様式をとっていたのかを知る必要がある
- そのために、過去の資料が必要になることがあり、日記や作文などの提供を求める場合、遺族の協力を得て、偏りなく選択する必要がある

(6) 情報の整理

- 例えば、様々な情報を「学校生活に関すること」「個人に関すること」「家庭に関すること」などに区分し、それぞれについて、「直接見聞きした情報」「亡くなる前の伝聞情報」「亡くなった後の伝聞情報」に区分するなどして整理（参考資料4）
- 整理した情報から、事実関係が確認できたこと、確認できなかったことを区別して、時系列でまとめていく
- ただし、事実関係が確認できなかったものがあれば、確認できなかった情報として整理しておくことが必要であり、不都合な情報を秘匿するような対応はとってはならない（参考資料4「情報の整理イメージ（例）」参考）

(7) 自殺に至る過程や心理の検証（分析評価）と再発防止・自殺予防への提言

- 自殺に至る過程や心理の検証（分析評価）は、目的と目標に基づいて客観的に行われることが必要である
- 調査組織の構成員は常に中立的な視点を保つことが必要である
- 自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める
- 基本的にはある程度委員間で一致した見解を取りまとめる方向での調整が必要だが、それぞれの委員の専門性の違いなどがある場合には、複数の視点からの分析評価を取りまとめることも想定しうる

① 事実の確認

- 基本調査も含めて収集された情報が、どの程度確かなものなのか信ぴょう性を確認する
- 個々の情報の信ぴょう性が確認された場合でも、それらを集積して総合的に分析評価をする際には、全体としての吟味が必要である
- 以下の点が十分でない場合、分析評価はできない
- ・量的に十分であるか（聴き取り人数やアンケート回収率など）
 - ・質的に十分であるか（必要とされる重要な情報が十分に得られているか）

② 自殺に至る過程や心理の検証（分析評価）

- 調査によって得られた様々な情報を総合的に分析評価する
- 遺書などや過去の指導記録，作文等の資料についても，他の情報と合わせた全体の文脈の中で読み解く必要がある
- 学校生活に関係する要因（例：学校で何があったのか，子供同士で何があったのか，教職員との関係で何があったのか），個人的な要因（例：発達的な特徴，人格特性や精神疾患）及び家庭に関係する要因（例：近親者の死）などに分けて自殺への影響の程度をできる限り分析評価すべき（自殺の背景の推定）。
- 亡くなった子供が生きてきた中で，どのような過程を経て，またどのような背景があつて自殺に至ったかを，成育歴との関係も含め，できる限り明らかにするように努める

③ 再発防止・自殺予防のための改善策

- 自殺に至る過程や心理の検証で，複雑な要因が様々に重なったことが明らかになると思われるが，それぞれの要因ごとに，子供の自殺を防げなかったことの考察などを踏まえて課題を見つけ出すとともに，子供を直接対象とする自殺予防教育の実施を含め，当該地域・学校における子供の自殺の再発防止・自殺予防のために何が必要かという視点から，今後の改善策を，可能な範囲でまとめる

（８）報告書のとりまとめと遺族等への説明

① 報告書の内容

- 報告書の内容（目次）の一例を示すが，個々の事案の特性に合わせて組み立てることが必要である
 - ・はじめに
 - ・要約
 - ・調査組織と調査の経過
 - ・分析評価
 - 調査により明らかになった事実
 - 自殺に至る過程
 - 再発防止・自殺予防の課題
 - 〇〇〇（特定のテーマ）
 - ・まとめ
 - ・おわりに
- 分からないことについては，その旨を率直に記載すべきである
- 報告書を公表する段階においては，遺族や子供など関係者へ配慮して公表内容を決める
- 報告書に何をどこまで記載するのかと，誰に何を（報告書か概要版か）どのような方法で公表するのかとは密接に関係するため，調査主体と協議して調査組織にて判断する
- 学校の安全配慮義務に違反や瑕疵（かし）が認められるような場合は，率直に記載すべきである

② 遺族への適切な情報提供

- 調査組織での調査結果について，遺族に説明する
- アンケート調査結果等，得られた資料については，事前に決めていた取扱いの方針のとおりに取り扱う（４（４）アンケート調査の実施（１７・１８ページ））

③ その他

- 先行して報道がなされている場合など，状況に応じ，報道機関への説明についても検討する（報告書のうち報道機関に提供する範囲については，遺族の了解をとる）

- 報道機関に対して報告書を公表する場合、遺族への配慮のみならず、子供への配慮も必要であり、例えば個人が特定できないような措置をとるなど公表する範囲についても留意する
- 「児童生徒の自殺等に関する実態調査」を文部科学省児童生徒課に提出する（平成 23 年 6 月 1 日 23 初児生第 8 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）

（9）調査結果の報告と今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用

- 調査主体は、調査結果を学校の設置者に報告する
- 調査の目標・目的に照らし、今後の自殺予防・再発防止に調査結果を役立てることが必要である
- 当該校の教職員、同地域の学校の教職員で、報告書を共有し、自殺予防への課題等、報告書の内容について共通理解を図る
- 報告書について、例えば都道府県レベルで域内のものを収集・検証するなどし、より広範囲で、今後の自殺予防に役立てていく観点が重要
- いじめが背景に疑われる場合、いじめ防止対策推進法及び国の「いじめの防止等に関する基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣）に基づき、重大事態として発生を報告した事案について、調査結果を報告することが必要である。このため、国立大学に附属して設置される学校は国立大学法人の学長を通じて文部科学大臣へ、公立学校は当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を通じて同地方公共団体の長へ、私立学校は当該学校を所轄する都道府県知事へ、学校設置会社が設置する学校は当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて認定地方公共団体の長へ、調査結果について報告する
- この報告の際、遺族が希望する場合には、その所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する